

計画作成年度	平成30年度
計画主体	北海道新得町

# 新得町鳥獣被害防止計画

## 〈連絡先〉

担当部署名 北海道上川郡新得町役場産業課  
所在地 北海道上川郡新得町3条南4丁目26  
電話番号 0156-64-0525  
FAX番号 0156-64-3450  
メールアドレス rinmu@town.shintoku.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、ハシブトガラス・ハシボソガラス(以下、カラスと表記。)、ドバト、アライグマ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	新得町全域及び近隣町と越境駆除について承諾を受けている地域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の状況(平成29年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額	被害面積
ヒグマ	デントコーン	631千円	19.0ha
エゾシカ	小麦	1,764千円	74.0ha
	ビート	2,162千円	46.9ha
	大豆	76千円	2.8ha
	小豆	126千円	1.2ha
	そば	502千円	10.4ha
	牧草	3,618千円	119.0ha
	デントコーン	1,472千円	44.3ha
	スイートコーン	67千円	1.3ha
キツネ	スイートコーン 子牛、乳牛	—	—
カラス	子牛、乳牛	417千円	—
ドバト	配合飼料等	—	—
アライグマ	スイートコーン、配合飼料 等	—	—

(2)被害の傾向

<p>(1) ヒグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月から10月にかけて食害や踏圧被害が発生している。目撃情報も多数寄せられ、農村地区から市街地周辺にまでに拡大している。</li> </ul> <p>(2) エゾシカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月の播種期から10月の収穫期にまでの期間に町内全体の被害がみられるほか、融雪期の秋まき小麦への被害も大きくなっている。</li> <li>・ 牧草は全町的に被害を受けており、被害額は減少傾向にあるものの、依然として多額の被害が発生している。</li> </ul>
---

<p>(3) キツネ・アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害額は報告されていないが、農作物以外にも乳牛への噛み付き等が頻繁に発生している。</li> </ul> <p>(4) カラス・ドバト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物に関する被害額は報告されていないが、カラスの牛舎への住み着きによって、乳牛への被害が発生していることや感染症も懸念される。</li> <li>・アライグマによる被害額は報告されていないが、目撃情報は増加している。</li> </ul>
---

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成33年度)
ヒグマ	畑作物の食害、踏圧被害 被害金額 631 千円 被害面積 19.0ha	被害金額 567 千円 被害面積 17.1ha
エゾシカ	畑作物の食害、踏圧被害 被害金額 9,787 千円 被害面積 299.9ha	被害金額 8,808 千円 被害面積 269.9ha
キツネ	畑作物の食害、乳牛いたずら 被害金額 不明	被害の未然防止
カラス	畑作物の食害、乳牛いたずら 被害金額 417 千円	被害金額 375 千円
ドバト	配合飼料等の食害、糞害 被害金額 不明	被害の未然防止
アライグマ	畑作物の食害 被害金額 不明	被害の未然防止

※すべての鳥獣について現状値から10%の軽減を目標値とする

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会に依頼し銃器による駆除(ヒグマ、エゾシカ、キツネ、鳥類)</li> <li>・箱ワナ設置による捕獲(ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類)</li> <li>・ドリームヒルトムラウシの囲いワナによるエゾシカ捕獲</li> </ul>	部会員の高齢化に伴い担い手の育成が必要。囲いワナとの競合調整。
防護柵等の設置に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電牧等の有害鳥獣防除柵等設置補助を実施。農家負担1/2(H29年度 7箇所設置)</li> </ul>	電牧柵事故防止のための安全管理。

	・進入防止柵の設置 H23～25 177.9km	
--	-----------------------------	--

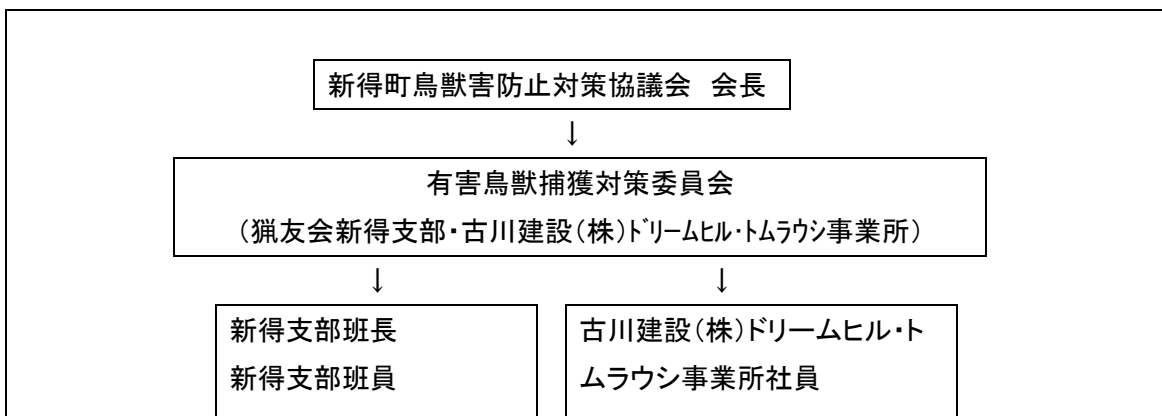
(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西部十勝有害鳥獣対策協議会と協力体制の確立</li> <li>・ ヒグマによる農業被害及び人襲被害を防止するため、緊急パトロール及び箱ワナ設置による捕獲</li> <li>・ エゾシカによる農作物被害を軽減するために銃器、囲いワナ及びびくくりワナの設置</li> <li>・ キツネの効果的な捕獲を図るため、捕獲ワナを購入整備、関係団体及び被害農家に貸し出し</li> <li>・ アライグマの捕獲強化のため、猟友会新得支部による捕獲活動を開始する。</li> <li>・ カラスの生息が特に多い地域に、箱ワナを適時設置</li> <li>・ ドバトの生息が特に多い地域に、箱ワナ設置検討</li> <li>・ ハンターの高齢化による担い手の育成</li> </ul>
---

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会新得支部	農業者等からの依頼を受けて、各地域で結成された捕獲班が銃器及びワナで有害鳥獣の捕獲を行う。
古川建設(株)ドリームヒル・トムラウシ事業所	農業者等からの依頼を受けて、会社内で結成された捕獲班が囲いワナで有害鳥獣の捕獲を行う。



(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31年度～ 33年度	ヒグマ	箱ワナの設置により捕獲する
31年度～ 33年度	エゾシカ	囲いわな及びくくりワナを整備し捕獲する
31年度～ 33年度	キツネ	箱ワナの設置、貸し出しにより捕獲する。
31年度～ 33年度	カラス	箱ワナの設置により捕獲する
31年度～ 33年度	ドバト	箱ワナの設置による捕獲も計画する
31年度～ 33年度	アライグマ	箱ワナの設置、貸し出しにより捕獲する

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでのヒグマ、エゾシカ、鳥類等の捕獲実績、出没・被害箇所を基に捕獲する。捕獲計画数については、捕獲依頼件数や捕獲実績を考慮するとともに、ヒグマ以外については、個体数減少を目標とした設定とする。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	31年度	32年度	33年度
ヒグマ	12	12	12
エゾシカ	700	700	700
キツネ	40	40	40
カラス	1,000	1,000	1,000
ドバト	50	50	50
アライグマ	50	50	50

捕獲等の取組内容
わな等の捕獲手段～箱ワナ、囲いわな、くくりワナ
捕獲実施予定期間～通年(狩猟期の許可捕獲を含む)
捕獲予定場所～町内一円

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
新得町	希望無し

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止策の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	<b>【町・JA補助単独事業】</b>  農業者が、有害鳥獣の被害防止のため電牧柵等を設置する費用に対し、町とJAが補助金を交付。	同左	同左

(2) その他被害防止に関する取組

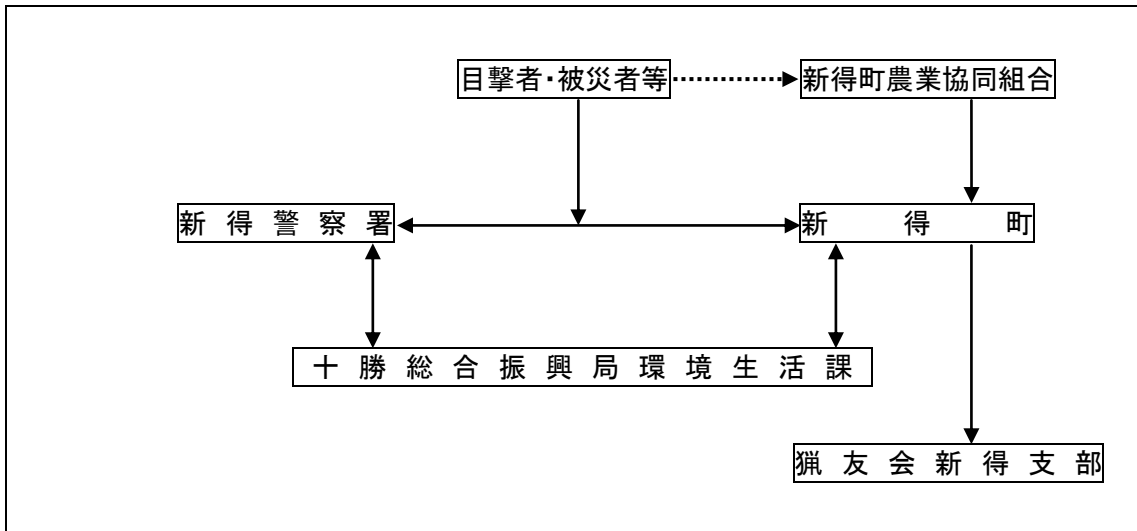
年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	ヒグマ エゾシカ キツネ等	ヒグマ：電気柵による防除、林縁部の下草刈、農畜産物残滓や生ゴミなどヒグマを誘引する原因となるものの管理の徹底。ヒグマ出没時の住民への周知及び注意喚起、また、緊急パトロールの実施。 ハンターの担い手育成を図る。
平成32年度	ヒグマ エゾシカ キツネ等	同上
平成33年度	ヒグマ エゾシカ キツネ等	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新得町 (有害鳥獣被害対策協議会)	情報収集、周知・啓発、巡回、避難誘導等、立入規制、捕獲許可申請等
新得町農業協同組合	被害状況把握、情報提供
新得警察署	情報収集、周知・啓発、巡回、避難誘導等
北海道十勝総合振興局	情報収集、周知・啓発、捕獲許可、連絡調整等
北海道猟友会新得支部	現地確認、巡回、追跡・捕獲等

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体及び残さは、関係法令を遵守し、民間レンダリング施設及び新得町じん芥センターで焼却処理、又は、捕獲現場で埋設等の方法で処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカに関しては、町内に北海道で行っているエゾシカ肉処理施設認証制度により認証を受けた施設が2箇所あるため、肉の利用の他、ペットフード等できる限り有効利用する。食肉に利用する際には、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した衛生管理を行い、食肉としての安全性を確保するとともに、より安心な付加価値の高い食肉としての流通を図る。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	新得町有害鳥獣被害対策協議会	
関係機関の名称	役割	
新得町役場産業課林務係	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。	
猟友会新得支部	有害鳥獣関連情報の提供と銃器・箱ワナ・くくりワナによる有害鳥獣捕獲の実施を行う。	
JA新得町	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。	
古川建設（株）ドリームヒル・トムラウシ事業所	有害鳥獣関連情報の提供と罠いワナによる有害鳥獣捕獲の実施を行う。 有害鳥獣捕獲個体（エゾシカ）の有効活用	
西十勝森林組合	林業被害実態調査、情報提供を行う。	
十勝農業改良普及センター	本会への協力。技術指導等	
（株）上田精肉店	有害鳥獣捕獲個体（エゾシカ）の有効活用	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局環境生活課	有害鳥獣捕獲許可等
十勝総合振興局農務課	鳥獣被害防止総合対策事業に関すること
十勝総合振興局林務課	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供、助言等
北海道立総合研究機構	捕獲カラス及びアライグマの検体調査によるサルモネラ菌等疾病予防対策

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 30 年 4 月 23 日から民間隊員を導入している。今後も、猟友会と連携しエゾシカについて一斉駆除を実施するなどより効果的な捕獲活動を展開する。

また、キツネ、アライグマは箱ワナを使用し積極的に捕獲する。

※平成 24 年 1 月 1 日設立（隊員 29 名（H30 年 5 月時点）、うち町職員 5 名）



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

西部十勝有害鳥獣対策協議会との情報共有により、効果的な被害防止対策の推進を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲機材(箱わな)の有効利用を図るため、適正な維持管理を行う。